

## 8 支援を要する児童生徒への対応

---

特別な支援を必要とする児童生徒や、生徒指導上で課題のある児童生徒等への適切な対応のためには、専門的な人材を含めた外部人材の支援が不可欠である。教育委員会は、その支援を実現するための環境を整備し、学校は、それら人材の適切な活用を図る。

### 〈教育委員会としての取組み〉

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の支援員の拡充を進めるとともに、配置されている支援員の効果的な活用を促す。スクールロイヤーについては、国の動向を注視しながら研究を進める。
- ② 各教育事務所に青少年指導担当（警察OB）及びエリアスクールソーシャルワーカーを配置し、警察や福祉部局、児童相談所等をはじめとする関係機関との情報共有を一層推進し、迅速かつ適切な対応をとる。

### 〈学校における取組み〉

- ① 教員が一人で抱え込まないよう組織的に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材を効果的に活用する。
- ② 特別な支援を要する児童生徒への対応については常に校内で情報を共有し、組織的な対応につなげる。また、教育委員会との連携により、適切に対応する。

## 9 地域人材の活用

---

地域ボランティア等は、学校にとって有力な人的支援になるが、人材探しや連絡調整、仕組みづくりの段階で学校への負担が生じることも少なくない。教育委員会が主導し、学校を支援するための仕組みを作っていくことが教員の負担軽減につながる。

### 〈教育委員会としての取組み〉

- ① 地域づくりと学校支援を一体的に行う**地域学校協働活動**を推進し、コーディネート役を担う**地域学校協働活動推進員**や**学校ボランティア**といった**地域人材の発掘**と**人材バンク設置**による学校への配置、紹介等を行う。
- ② 地域及び学校ボランティアの活動をコーディネートする**地域学校協働活動推進員**を委嘱するとともに、推進員の能力向上のための研修会の実施や業務遂行のための関係機関とのネットワーク構築といった、地域や学校の実情に応じた業務内容や分担等の体制整備を行う。
- ③ 地域学校協働活動や**コミュニティ・スクール**の**好事例の紹介**を通して、地域人材の有効活用を促進するとともに保護者・地域人材との協働による学校運営の支援を行う。

### 〈学校における取組み〉

- ① 地域ボランティア等との連絡・調整を**地域学校協働活動推進員**が担うことで、打合せの時間削減等、教員の負担軽減を図る。
- ② 教員の業務負担を軽減するため、**地域ボランティア**を効果的に活用する。

## 10 啓発活動と好事例の収集・発信

---

保護者や地域社会の理解なくして、「学校における働き方改革」は実現できない。働き方改革に係る取組みがよりよい教育活動を行うためのものであることを、様々な場面における啓発活動や成功例の発信を通して周知し、各学校の取組みの活性化を図る。

### 〈教育委員会としての取組み〉

- ① 『学校における働き方改革の取組み手引』の定期的な改訂を進め、効果的な取組みの実践事例の集約と発信を行う。
- ② 各校における働き方改革の指針や教員の意識啓発に役立つ内容を働き方改革通信「どだんだ」で定期的に発信する。
- ③ P T Aの会議等で学校における働き方改革への理解と保護者による業務分担の依頼<sup>\*10</sup>を行い、教員の業務負担軽減を推進する。
- ④ 学校評価において、働き方改革の視点を盛り込んだ事例等を発信する。
- ⑤ 新採管理職研修や校長会・教頭会等において、働き方改革の事例等を積極的に提示し、管理職のマネジメント力向上を図る。

### 〈学校における取組み〉

- ① すべての教員が働き方改革の視点に立った学校行事や業務等の削減及び統廃合等に向けた意見を発信、実践する。
- ② 学校評価において、働き方改革の視点に立った目標を設定し、評価を行う。
- ③ 「P T Aだより」等を活用して教員の働き方改革についての趣旨やP T A・地域との連携による好事例を発信し、P T Aや地域への理解と協力を依頼する。

---

\*10 P T A連合会等での説明（令和元年度実績）

: 県高等学校P T A連合会（5月）及び県内すべての郡市P T A連合会等（5月～11月）の総会・研修大会等で協力を依頼した。

: H30年度は県内9か所 R1年度は県内13か所

# 令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集実施要項

山形県教育委員会

令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集は、令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

## 1 募集定員

設置学科	コース	募集人員
生産情報	情報技術コース	約2名
	生産システムコース	約3名
	生産デザインコース	約2名

## 2 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## 3 募集公告

県教育委員会の募集についての公告は、令和元年12月13日（金）に県公報によって行う。県立米沢工業高等学校長は、この公告に基づき募集する。

## 4 募集要項

- (1) 高等学校では、募集要項に、志願資格、設置学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、検査日時、検査教科、携行品、受検上の注意、合格発表の日時、入学後の経費に関する記述等を明確に記載する。
- (2) 高等学校長は、募集要項1部（入学願書も添付）を令和元年12月20日（金）必着で、県教育庁高校教育課長あて提出する。

## 5 出願書類の交付

出願に必要な書類は、県立米沢工業高等学校において交付する。

## 6 出願期間

令和2年1月6日（月）から同年1月10日（金）正午までとする。  
郵送の場合でも締切日時までに必着とする。

## 7 提出書類

### (1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの。貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面顔写真とし、脱帽し、大きさは4cm×5cmのもの。

(3) 調査書

高等学校卒業（卒業見込み）の者は、当該高等学校の調査書。

高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

(4) 健康診断書

学校所定のものとし、平成31年4月1日以降に受診したもの。卒業見込みの者は在学中の健康診断の写しで可とする。

## 8 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接（プレゼンテーションを含む）により行う。

(1) 期 日 令和2年1月26日（日）

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

イ 小論文(50分)

ロ 面接(15分程度)

## 9 合格発表

令和2年1月29日（水）午後3時予定

## 10 その他

細部については、令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集要項によることとし、同校に問い合わせること。